

鈴鹿市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の財産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告（以下「広告」という。）を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の財産のうち広告の掲載（掲出、掲示等を含む。以下同じ。）が可能なものをいう。

ア 市の広報印刷物

イ 市のWEBページ

ウ その他広告媒体として活用できるもの

(2) 部長等 鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号）第18条第1項に規定する部長及び会計管理者をいう。

(広告の掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

(1) 法令等に違反し、又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあるもの

(3) 政治活動又は宗教活動を目的とすると認められるもの

(4) 社会問題についての主義主張を目的とすると認められるもの

(5) 人権侵害となり、又はそのおそれがあるもの

(6) 個人の氏名の宣伝を目的とすると認められるもの

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な基準は、別に定める。

(広告の募集等)

第4条 市長は、広告媒体に広告を掲載しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を定め、広告を募集するものとする。

(1) 広告媒体の具体内容

(2) 規格、掲載位置及び掲載期間

(3) 募集方法及び選定方法

(4) 広告掲載料

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

2 前項の広告媒体を所管する部長等は、次条の申込書の受付、第6条の可否の決定、同条第1項の決定通知書の通知及び第12条の申出に係る事務を

処理するものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 前条第1項の規定による広告の募集に申込みしようとするものは、鈴鹿市広告掲載申込書(第1号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。広告の内容を変更しようとするときも、また同様とする。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、広告の掲載の可否を決定し、鈴鹿市広告掲載決定通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申込みがあった広告が、広告媒体に現に掲載しているもの又は当該申込みがあった年度中に掲載をしていたものである場合において、その変更内容が次に掲げる軽微な変更に係るものであるときは、次条第1項の審査会による審査を経ず広告の掲載の可否を決定することができるものとする。

- (1) 所在地の変更
- (2) 連絡先の変更
- (3) 広告内容の保証期間の変更
- (4) 法令に基づく許認可等が必要な事業に係る許認可番号等の変更
- (5) 文字の大きさ、字体及び色の変更等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、従前の広告内容の意図に影響を与える余地のない事項の変更

(審査会)

第7条 市長は、前条第1項の規定による審査を行うため、鈴鹿市広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員長は政策経営部長を、委員は政策経営部総合政策課長、行政経営課長、財政課長及び情報政策課長並びに地域振興部人権政策課長をもって充てる。

3 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を臨時の委員として加えることができる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議の招集)

第8条 審査会の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、委員長が招集する。

(1) 第5条の申込書に係る広告媒体を所管する部長等から、会議の開催依頼があったとき。

(2) 広告内容等に疑義が生じた場合において委員長が必要と認めたとき。

(会議)

第9条 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査会の庶務)

第10条 審査会の庶務は、政策経営部財政課において処理する。

(広告主の責務)

第11条 広告の掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(広告掲載物品の受入れ)

第12条 市長は、広告が掲載された物品の提供の申出があったときは、この要綱の規定に準じて、取り扱うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月30日告示第34号)

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

鈴鹿市広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

鈴鹿市広告掲載要綱第5条に基づき、必要な書類を添えて次のとおり申し込みます。

申 込 者	住所（所在地）		
	法人（団体）名		印
	代表者職・氏名		印
	担 当 者	部 署 名	
		氏 名	
	連 絡 先	電 話	
		F A X	
		Eメール	
	業 種		
	ホームページ		
申 込 廣 告 件 名			
掲 載 希 望 期 間			
申 込 内 容	廣 告 主 名		
	業種・事業内容		
	ホームページ	有 ・ 無 （http:// _____）	
廣 告 内 容			
備 考			

第2号様式（第6条関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

鈴鹿市広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載については、鈴鹿市広告掲載要綱第6条第1項に基づき、次のとおり決定しましたので、通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載します
	<input type="checkbox"/> 掲載しません
	理由
広 告 媒 体	
掲 載 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
広 告 の 内 容 (規格, 掲載位置等)	
広 告 掲 載 料	円
そ の 他 注 意 事 項 等	